

## 《住宅改修 必要書類チェックリスト（事前申請用）》

被保険者番号								被保険者氏名	

※このチェックリストは自己点検用のものですので、申請の際に提出する必要はありません。

### 1. 共通書類

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

- 必要事項が全て記載されている
- 被保険者氏名・住所が被保険者証記載のものと一致している

委任状（申請行為に関する委任状）

- 被保険者の押印がある
  - ※申請者が本人・家族以外の場合に添付
  - ※受領委任払い利用時は、7号様式で申請に関する事についても委任されているので不要

見積書

- 部屋名、改修部分、改修の名称、改修内容（仕様・長さ・面積等）が明記されている
- 改修の種類・箇所ごとに商品名、メーカー名、品番、部材単価、数量が区分けされている
- 材料費と工賃が区分けして記載されている
  - ※～工事一式等は不可
- 見積りに介護保険支給対象外の改修が含まれている場合、保険給付の対象部分が明示されている
- ユニットバスの設置に伴う工事の場合は、介護保険支給対象部分が分かるユニットバスメーカー作成の振り分け表、内訳書等が添付されている

住宅改修が必要な理由書

- 記載されている被保険者氏名・住所が被保険者証のものと一致している

写真・カタログ・図面

- 写真の枠内に日付が入っている
- 改修内容・使用部材等が確認できるような図面・カタログが添付されている
  - ※写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外

住宅所有者の承諾書

- ※改修を行う住宅の所有者が本人・家族以外の場合に添付

### 2. 受領委任払い制度利用時

受領委任払いに係る委任状（7号様式）

- 必要事項が全て記載されている

### 3. 共通確認事項

改修を行う住宅の住所地

- 被保険者証に記載されている住所と一致している
  - ※被保険者証記載の住所以外の住宅改修は支給対象外

## 《住宅改修 必要書類チェックリスト（事後申請用）》

被保険者番号								被保険者氏名			

※このチェックリストは自己点検用のものですので、申請の際に提出する必要はありません。

### 1. 共通書類

#### □ 領収書

- 宛名が被保険者本人のものになっている  
※名字のみ・上様は不可。代金支払いを本人以外の家族が行う場合も被保険者氏名を記載
- 原本である  
※原本の本人所持を希望される場合は、窓口にてコピーと原本の両方を提示
- 但し書きの記載にて、介護保険住宅改修の工事であることが明記されている  
※「介護保険住宅改修～工事として」等、介護保険住宅改修に係る領収書であることを明示

#### ～領収書に記載する金額について～

##### < 償還払い利用の場合 >

- 介護保険対象分の費用又は改修費用の総額が記載されている  
※介護保険対象外工事を含む改修費用総額を記載する場合には、内訳書か領収書への但し書き等で介護保険対象分の金額を明示

##### < 受領委任払い利用の場合 >

- 利用者負担額が記載されている  
※利用者負担額の算出方法は、「内訳書の総額－支給額＝利用者負担額（1割・2割・3割分＋全額自己負担分）」
- 利用者負担額の内訳として、1割・2割・3割分と全額自己負担分が区分されている

#### ～負担割合の変更があった場合～

- 住宅改修完成日と領収書記載日が、負担割合変更前と変更後で月をまたいだ日付となっていない。
- ※住宅改修の負担割合の基準日は原則として領収書記載日です。混乱を避けるため、住宅改修完成日と領収書記載日が、負担割合変更前と変更後で月をまたいだ日付となることのないよう御配慮ください。  
やむを得ず月をまたがり、負担割合が両月で異なる場合には、個別に介護保険課で負担割合の判定を行いますので、お問い合わせ下さいますようお願いいたします。

#### □ 内訳書

- 着工日・完成日が記載されている  
※着工日・完成日は、他の書類に記載されていても記入必須
- 部屋名、改修部分、改修の名称、改修内容（仕様・長さ・面積等）が明記されている
- 改修の種類・箇所ごとに材料費・工賃が区分けして記載されている
- 材料費は商品名、メーカー名、品番、部材単価、数量を明記する  
※～工事一式等は不可
- 内訳に介護保険対象外工事が含まれている場合、対象工事となる部分が明示されている

#### □ 工事後の写真

- 写真の枠内に日付が入っている
- 改修箇所全体が確認できるように撮影されている  
※写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外

### 2. 事前申請の際の見積りと実際の改修内容が異なる場合

#### □ 住宅改修工事内容変更届

- ※事前申請の際の見積りに無い工事もしくは無断で改修内容を変更して行った場合、該当部分が原則不支給。ただし、見積り段階では予測し得なかった事情（取り付け箇所の強度不足など）により改修内容を変更した場合は、各区役所高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション介護給付担当まで御相談の上、改修内容を変更した理由を示した書類（変更届）を提出。
- ※変更届の書式は任意（参考書式有り）

注意！！	住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。改修を行う際に、利用者・家族から取り付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと保険給付の対象外となってしまいます。そのような場合には、 <b>改修前に申請を行った区役所高齢・障害課、健康福祉ステーションまでお問い合わせいただきますようお願いいたします。</b>
------	--